

建設廃材処分に伴う鋼材売却に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年6月24日

中北建設事務所長

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託する業務の名称

建設廃材処分に伴う鋼材売却

(2) 売却物品の一覧および所在地

鋼材一覧表および位置図のとおり

(3) 売却物品の搬出期間

建設廃材（鋼材）入札条件のとおり

(4) 仕様等

入札条件及び契約書（案）で定める内容であること

2 入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までに、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 次の事項すべてに該当する者であること。

①山梨県内に本店、支店又は営業所等があり、産業廃棄物処分業の許可を有し、金属くずを取扱うこと。

②産業廃棄物収集運搬業許可を有していること。

③山梨県物品等入札参加資格を有していること。

④山梨県物品等入札参加資格のその他不用品買入・金属買入に登録されていること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く）

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

①地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

②地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く）
 - ④営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - ⑤資格審査の申請を行う日が属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札手続等

（1）現地説明について

希望する者は、4（6）の場所に電話連絡すること。

（2）入札及び開札の日時及び場所

①日時 令和7年7月9日（水）午後1時30分

②場所 山梨県甲府市貢川二丁目1番8号

中北建設事務所 101会議室

（3）入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- ①一般競争入札の参加資格のない者が入札したとき。
- ②この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- ③入札書の金額、氏名、印鑑等の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- ④①から③までに掲げるもののほか、この公告及び入札条件に違反したとき。

（5）落札者の決定方法

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により定められた予定価格を上回り、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、入札は2回まで行いますが、2回行っても落札者のない場合には最高価格で

入札された方と協議をする場合があるので、入札書2通と見積書をあらかじめ準備してください。

(6) 代理入札

代理人が出席の場合、必ず委任状を提出すること。

(委任状の日付は、入札日以前の日付となります。)

(7) 誓約書

入札の当日に別紙の誓約書を提出すること。

4 その他

(1) 入札保証金

規則第108条の2第2号に基づき、免除する。

ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条の規定により、違約金を徴収する。

(2) 契約保証金

山梨県財務規則第109条の2第4号又は第5号に基づき、免除する。

ただし、契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金(遅延損害金)の徴収、又は契約解除し、規則第120条の規定により、違約金を徴収する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金の有無 有

(5) 前払金の有無 無

(6) その他

①落札者が契約締結までの間に、2に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

②問い合わせ先

山梨県県土整備部中北建設事務所 河川砂防管理課東部 河川砂防担当

〒400-0065 山梨県甲府市貢川二丁目1番8号

電話 055-224-1668

FAX 055-224-1785

電子メールアドレス ch-kensetsu@pref.yamanashi.lg.jp

ファックス又は電子メールを送信した場合は、必ず電話連絡により到達確認をすること。